

平成22年第2回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成22年6月17日(木曜日)

午前10時00分開議

午前11時57分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
副市長	城守正廣君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	織田勝君
経済部長	伊藤暁君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長	川越一男君		
市立病院長	吉田博行君		

教育委員 会長 尾崎 学 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 石川 誠 君
生涯学習部

農業委員 会長 松川 英一 君 農業委員 会長 山本 良文 君
農事 事務局

監査委員 三原 紘隆 君 監査委員 局長 岡 強志 君
農事 事務局

事務局出席者

議会事務局 局長 藤田 功 君 議会事務局 局長 小ヶ島 清一 君
議会事務局 局長

議会事務局 局長 東川 晃宏 君 議会事務局 局長 御代田 知香 君
議会事務局 局長

議会事務局 局長 岡村 慎哉 君
議会事務局 局長

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は19名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。15番 田宮正秋議員から遅参の届け出がありません。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

9番 谷口隆徳議員。

9番(谷口隆徳君)(登壇) 平成22年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問いたします。

まず、土別市にある2つの高校、翔雲高校と土別東高校についての動向と、今後の対応についてお伺いをいたします。

去る5月18日付の道新に、翔雲高校の学級減と21年度の進学・就職の動向が記事として取り上げられておりました。翔雲高校の本年度の入学定員に1名足りないということにより、学級減になるという報道があり、今後どうなるのかと心配していた一人であります。

地元の高校の動向、つまり翔雲高校及び東高校の学級の縮小あるいは減少などについては、地域の振興に大きなマイナス要因となります。そこで、2高校の現状と今後の対応についてお伺いをいたします。

翔雲高校については、合併後の1期生は理系の受験への取り組みが強化された結果、国公立など12名が大学、短大に進学したとあり、就職についても100%に近い実績を残したとありました。しかし、今年度のように入学志願者は地元志願の30%が旭川などの都市部への流出があり、今後少子化等相まって、減少傾向が懸念されます。

また、土別東高校についても、福祉関係に力を注いで生徒減少を食いとめる方策を講じていると聞いております。今後何らかの対応が必要と思いますが、今後の市内の中学生の就学者数や、近隣市町村の就学者の実態状況についてお伺いをいたします。

次に、翔雲高校並びに東高校の生徒募集の対策、対応についてお伺いいたします。

学校入学についての生徒や父兄の関心事は、学校生活についての課題もありますが、とりわけ教育内容や進路の問題であります。学校の教育目標、理念のもとで、進学、就職を問わず、どのような教育内容で、そしてしっかりとした進路指導で子供たちを次のステップへ送ってい

くかであります。私も私学の高校に永年関係しておりましたが、とりわけ生徒募集については明確な進路設定をして、子供たちがどのような希望を持っているかということ、早い段階から情報をキャッチし、説明会を数度にわたって開催し、中学校や父兄、生徒に足を運んで生徒募集を行っているのが現状であり、都市部の有名校でさえ、生徒募集には相当な力を入れて取り組んでおります。

今までも両高校において一生懸命取り組んでおられると思いますが、ただ座って待っている生徒は来てくれません。学校は経営であるという視点も踏まえ、教育目標をしっかりと立て、全道一円を視野に入れて誠意と熱意を持って取り組んでいただきたいと思いますし、本市の振興についても大きな課題であります。今後、どのように募集活動を展開していくのか。募集についての取り組み、更には就学者の減少など社会的な動向もあります今後の展望について、特に教育委員会としての立場から、お考えをお伺いいたします。

次に、2校の就職状況についてであります。

経済の不振により、いまだ企業の経営状態は落ち込んでおります。そのような状況の中で、新卒者の就職状況はなかなか改善しておりません。翔雲高校の就職の実態は100%に近いとありますが、就職状況についてお伺いいたします。

更には、就職できない新卒者に対して、本市としてはどのような支援体制をしてきたのか。ある自治体では、自治体内で優先的に短期雇用を図り、就職活動を支援していると聞いておりますが、就職支援などについての考え方を伺いいたします。

次に、公共交通について伺いをいたします。

私はさきの第1回定例会において、お年寄り、高齢者に優しいまちづくり、さらには安心・安全なまちづくりを目指すために、より身近な移動手段を確保するための公共交通のあり方について質問いたしました。

朝日地区においては、今年度今月から始まります高齢者の実態調査を踏まえて、高齢者が多く居住している団地を巡回するなど、より身近な移動手段である公共交通のあり方を検討していきたいとの答えをいただきました。この考え方は土別市地域公共交通相互連携計画に、地域の大切な移動手段の維持確保が目標の一つとしてありますし、また利用促進のための環境づくりも計画目標とされております。

当然ながら計画の実効性を進めるために、住民の利便性と有効性を発揮した住民サービスを行うことが求められると思います。そこで現在、市内東西回り循環バスが11月から3月までの期間運行となっておりますが、住民にニーズに合わせて通年運行ができないのかということがあります。住民の方からお話をお聞きしますと、この地域は公営住宅が集中し、高齢者世帯も多く、4月から10月までの期間の運行がなくなることにより、身近な交通手段がないために、公共機関への訪問や、商店街が遠距離なため、買い物もままならない状況であるという現状であります。

また更には、翠月の利用者が減少しているとのことですが、市民に幅広く利用してい

ただために、近くにバス停があれば利用したいという声もあります。利用者の利便性、さらには利用者の増加につながると考えます。経費的な問題もありますが、優しい温かいまちづくりを目指すため、更には利用促進のために今後の公共交通のあり方や、住民サービスへの配慮について考え方を伺いいたします。

次に、子育て支援についてであります。

子育て支援については、市長のマニフェストにあります子育て日本一を目指して、今年度から子育て応援室が開設されました。その一環として朝日地区においても、子育て応援室の分室が開設されました。これはお母さんや子供さんたちにとっては、育児の問題や、その他子育てにかかわる相談もできるシステムとして大変いいことでありますが、従来社会福祉協議会で行っていた読み聞かせ等の支援事業とどのように違うのか、また、現在どのような内容で何人ぐらいの方が来られているのか、更には、これら開設された子育て支援に関係する方、つまり指導する人たちは、どのような資格が必要なのか、必要ないのか。資格のある方がいれば、その配置状況をお知らせ願いたいと思います。また、そのカリキュラムについては、どうなっているのかお尋ねいたしたいと思います。

更にまた、学童と育児の方の対象は違うことは承知しておりますが、この応援室のシステムと学童を一体化した子育て支援対策はとれないのか。子供の数や午前、午後の時間帯の関係など、地域によっては効率的かつ一体的な柔軟な運用や対応も可能かと考えますが、運営について考え方を伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、公共交通の住民ニーズとその対応について答弁申し上げ、子育て応援室の運用については城守副市長から、市内高校の進学、就職状況及び生徒募集などの今後の対応については、教育委員会からそれぞれ答弁申し上げます。

まず、公共交通の住民ニーズとその対応についてであります。西地区で生活されている住民ニーズを踏まえ、東西回り循環線を通年運行してはとのお尋ねであります。東西回り循環線につきましては、市立病院の移転改築に伴い、西地区市民の要望を受けて昭和63年から運行され、11月から3月末までの5カ月間、毎日9便体制で運行されてきましたが、その後平成19年に、市内南地区の大型店舗を経由する路線へと区間を変更し、翌年には地域の要望にこたえ、1日9便から16便に増便するなど、これまで土別軌道が多様化する市民ニーズに対応する中で運行を継続してきた路線であります。

東西回り線の運行に当たりましては、市と土別軌道との運行協議に基づき、130万円を上限に赤字額の5分の4以内とする補助金を交付しておりますが、増便した20年度以降は実走行距離が増えたことに伴い、運行費用も膨らんだため、土別軌道の負担は市の補助金を大きく上回る結果となり、土別軌道としても運行体制の維持は厳しくなっているところであります。

これまでも東西回り線の通年運行については、地域の利用者ニーズを踏まえ、議会の中から

も同様な御意見が寄せられてはおりますが、比較的用户が見込める冬期間にあっても、増便による経費の上昇に見合うような利用者の増加はなく、利用者が更に減少する春から秋にかけて運行することになれば赤字額は一層増大し、その結果、土別軌道の負担が増加するといった課題もあるのであります。

しかしながら、駅南や観月など西地区は、お一人で生活されている高齢者の割合が他の地区に比べ高く、また医療機関や食料品などを買い求めるにも比較的遠いことなどの要因もあります。こうしたことから、冬期間運行から通年運行に移行した場合の運行収支、あるいは16便体制を減便した場合、更に運行区間を一部カットした場合など、さまざまなケースを想定する中で、通年運行の可能性について土別市地域公共交通活性化協議会での御意見を伺い、検討してまいりたいと考えております。

次に、翠月付近へのバス運行についてであります。平成9年末に翠月が改築された際に、市街地から翠月へのバス利用が容易となるよう、それまで卸売市場前を経由していた名寄線の運行区間を翠月付近に路線変更していただくよう、道北バスに申し入れた結果、不動大橋付近に不動公園バス停留所が移設され、現在1日7便体制で運行されております。

市長への手紙においても同様の御意見が寄せられましたが、現行の運行体制の中で利用していただきたい旨の回答をしたところでありますので、翠月付近へのバス運行については、これまでの経緯等を踏まえ御理解賜りたいと存じます。

次に、今後の公共交通のあり方については、さきの国忠議員にもお答えいたしました。本市が抱える課題を踏まえ、できる限りの対策を講じて、持続可能な公共交通体系を構築していくことが、何よりも重要であるとの考え方を基本といたしております。

また、住民サービスへの配慮といった点においては、地域公共交通活性化再生総合事業の中で、公共交通の利用促進のための環境づくりとして、路線バスマップの作成を初め、乗降位置の見直し、利用者ニーズに合った路線、ダイヤの見直しや快適なバス待ち合い環境づくりなどの事業を計画的に進めているところであります。

バスを中心とする公共交通につきましては、多様な市民ニーズもあることから、より効率的な交通体系の確立を目指し、運行形態等を見直しや、待ち合い環境などの改善に努めるとともに、バス事業者のホスピタリティーの向上など、関係機関と連携を図り、市民の足である公共交通が今後とも堅持されるよう、その取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から、子育て応援室の運用にかかわって、つどいの広場きらのあさひ分室についての御質問についてお答えをいたします。

まず初めに、従来の社会福祉協議会で行っていた子育て支援事業と、つどいの広場あさひ分室の違いについてであります。

これまで社会福祉協議会朝日支所が実施しておりました支援事業の子育てサロン「あそべー

る」は、近年の核家族化の進行に伴い環境が変化中、家庭や地域の子育て機能の低下などから、子育て中の親の孤独感や不安感の増加などといった問題が生じてきており、このためその支援として子育て中の親子を対象に、中山間事業活性化事業として整備いたしました「まなべる」を会場として、育児の相談指導や親子間の交流について、社会福祉協議会がボランティア活動として行ってきたものであります。

こうした中で、本事業については利用者が増加してきたことなどにより、更なる事業の充実等について地域の方々から要望がありましたことから、社会福祉協議会朝日支所とも協議の上、民間団体の子育てサポート「むっくり」に委託し、子育て支援事業つどいの広場きらのあさひ分室として、これまでの開設回数を週2回から4回に増やし、場所につきましても朝日総合支所1階和室に移設し、実施したものであります。

このようなことから、従来の社会福祉協議会事業と、きらのあさひ分室の違いといたしましては、事業主体が変更になったほか、開設回数が増加したこと、更には開設場所がまなべるから朝日総合支所へ変わったことなどでありまして、取り組みの趣旨、事業内容などについては大きな違いがないところであります。

このあさひ分室の事業内容であります。主にゼロ歳からおおむね3歳までの乳幼児の保護者とその子供が気軽に集い、親子がそれぞれに交流を深めるとともに、子育てサポーターが子育てに関する悩みや不安などの相談に応じるとともに、その指導や情報提供などに努めているところであります。

また、あさひ分室の職員の資格や配置及び利用状況についてであります。まず職員の資格については、国の基準で子育て家庭の支援に関し意欲があり、子育ての知識と経験を有する職員を配置することとなっており、特定の資格は必要ないところであります。むっくりと市の共催で実施の子育てサポーター養成講座を受講することといたしております。

配置状況につきましては、現在朝日地区在住の3名のむっくりの登録会員が、土別地区会員の協力を得ながら、常時2名体制で水曜日を除く毎週月曜から金曜までの4日間の午前10時から12時まで対応いたしております。

利用状況につきましては、取り組みの評価が高く、現在18組の親子が登録されており、4月は開設が3日で延べ30人、5月は15日で延べ146人の利用があり、1日平均約10人の利用となっております。

次に、カリキュラムにつきましては、つどいの広場は基本的に親子の自主的で自由な交流を目的として運営をいたしておりますことから、特にカリキュラムは定めておりませんが、特別行事として料理教室や親子コンサート、白鳥の見学会などについて随時実施し、交流を図っているところであります。

次に、つどいの広場あさひ分室と学童保育を一本化した効率的な運営についてであります。

これまでの社会福祉協議会朝日支所の子育て支援事業は、まなべるの学童保育室を活用し、ふだんは小学生が利用しない午前の時間帯において対応しており、夏休み、冬休み、春休みな

ど、学校の長期休暇期間につきましては学童保育を早朝から1日実施しますので、子育て支援事業はこの間利用できず、その都度移動し、別の施設で対応していたところであります。

そこで、本支援事業は本年度よりつどいの広場分室として実施することで回数も拡大するため、このようにたびたび場所を移動することは、保育環境や事業運営においても影響が心配されますことから、まなべーるから移動し、1年通して使用できる朝日総合支所和室を専用施設として運営いたしているところであります。

また、あさひ分室は総合支所内に設置されておりますことから、総合支所の保健師や管理栄養士が通園している親子に対し、育児相談、栄養相談など速やかで円滑な対応ができることから、効率的な子育て支援にもつながっているところであります。

一方、学童保育におきましても、まなべーるは室内運動場など十分なスペースが確保でき、屋外活動についても、公園がすぐ近くにあり、更に交通量も比較的少なく安心して安全な施設でありますことから、子供の健全育成の上において良好な環境となっております。

したがいまして、谷口議員お話しのように事業の効率的運営等について考慮をしたとき、つどいの広場きらのあさひ分室と学童保育を一体化した取り組みは、重要なことと考えますが、現段階におきましてはただいま申し上げましたようなことから、両事業についてそれぞれの施設で運営を行い、子育て支援に鋭意対応してまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） 私から市内高校の進学、就職状況及び生徒募集など今後の対応についての御質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、今後の市内及び近隣の中学生の就学者数等の実態についてのお尋ねがございました。今春、市内の中学校を卒業した生徒数は194人で、本市を含めた上川北学区内での卒業生数は612人です。市内中学卒業生194人のうち、翔雲高校に進学した生徒は112人、東高へは14人、その他の68人は旭川市などの都市部及び名寄市の高校に進学している状況でございます。

剣淵町にあっては25人のうち翔雲高校へ13人、和寒町は27人のうち翔雲高校へ11人となっております。

今後の就学者数の推計でございますけれども、本市においては平成24年度に206人とピークを迎えるものの、その後、徐々に減少し、おおむね180人前後で推移する見込みとなっており、上川北学区全体でも570人前後の状況が続く、地元高校を取り巻く環境が一層厳しさを増すものと考えております。

次に、生徒募集の対応についてのお尋ねがございました。翔雲高校、東高校ともに中学校を訪問し、進学希望者を対象とした学校説明会を実施し、自校の特色や教育実践内容等をアピールして入学者確保に努めているほか、東高校についてもこれら説明会とは別に、近隣の中学校に学校長及び教育委員会職員ともども訪問をいたし、より詳細に学校関係者へ説明を行うなど

の取り組みを実施しているところでございます。

次に、両校の就職状況についてでございますが、翔雲高校においては就職希望者38人のうち37人が、東高校においては8人のうち6人がそれぞれ就職の決定を見ているところでございます。そこで新規学卒者の就職支援についてであります。高校はもとよりハローワーク、商工会議所、商工会及び市の担当者による新規学卒者進路状況打合会議を春及び秋口に開催し、進路状況や就職促進に向けての取り組みについて協議を行い、地元企業にも理解と協力をいただきながら、新規学卒者地元産業説明会を実施し、新規学卒者の就職促進のための事業を実施いたしているところであります。

そのような中で、就職できない新卒者に対しては、秋口の就職推薦開始後の進路状況打合会議以降、それぞれ高校からの毎月の就職内定等の情報をもとに対策を講じており、年明け2月の段階で、いまだ内定を見ていない生徒が多数の場合は、ハローワークと協議の上、地元企業の参加による就職促進会を開催することといたしており、少人数の場合は求人開拓の事業所訪問などを実施しているところであります。

また、本市の新卒者に対する就職支援の考え方ではありますが、就職を希望する新卒者が希望にかなった就職の内定をできるだけ早い時期に決められるよう、支援することが何よりも重要なことであると考えておりますことから、これまでも同様に関係機関と連携を図りながら、新卒者の就職促進の取り組みを進めてまいり考えてございます。

特に、就職が決まらない新卒者に対しましては、学校やハローワークとの連携を密に、求人情報を注視し、市内企業に対して新規雇用を働きかけるとともに、市といたしましても緊急雇用創出事業を活用した雇用の場の創出など、その対応策を講じてまいらなければならないものと考えております。

以上、申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 11番 小池浩美議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

初めに、国保税の引き上げについてお聞きいたします。本年1月の第1回臨時議会において、21年度国保会計予算へ2億2,650万円の追加補正が提案され、私は何ゆえにこのような大きな額の補正が必要となったのか、その原因をお聞きしております。その主たる要因は、予想外の医療費の増加であり、特に高額な医療費の伸び、さらには60歳以上の国保被保険者の医療費の伸びにあると御答弁をいただきました。

そして5月25日、国民健康保険運営協議会は、市長の諮問に対して税率改定、すなわち国保税の税率引き上げやむなしとの答申を出しました。この答申を受けて、今議会の最終日には国保税率改定を含む国保税条例改正案が提案される予定になっています。

そこでお聞きいたしますが、21年度決算は予想外の医療給付費の伸びなどによる厳しい会計状況の中であって、基金の取り崩し等により、最終的には収支の均衡を図ることができる見込みとしていますが、22年度の予算編成では、税率の引き上げもやむなしとされております。こ

ここに至った理由は何なのでしょう。平成21年度の市民1人当たりの平均国保税額は8万1,681円であり、1世帯当たりでは14万8,600円にもなっております。今でさえ、国保税負担の大きさにあえいでいる市民に対して、更なる税率の引き上げはますます暮らしを圧迫するものです。市民の納得が得られるような説明を求めるものですが、22年度は一層の医療給付費の伸びを前提にしたためなのか、あるいは22年度単年度に予測される不足分を補てんしようとするものなのか、また別な理由によるものなのか、税率改定に至った理由をお聞かせください。

更に税率改定の基本的な考え方及び改定内容をお聞かせください。

士別市の国保加入者は総人口の30%であり、総世帯数のおよそ38%になります。しかも60歳から74歳までの階層が被保険者の53%を占めています。年間所得131万円以下の世帯は国保加入世帯のおよそ37%であり、年間所得ゼロ世帯は23%です。年金生活者や所得の低い階層の人たちが対象となっている国民健康保険税であり、国保税率の引き上げがどれほど市民に影響するか、どれほど暮らしを圧迫するかは想像に難くありません。税率改定による平均引き上げ額を21年度と比較してお知らせください。

また、低所得層への影響はどうか、軽減策は万全なのかお聞きいたします。更に高額所得層への影響についてもお知らせください。

私は、市民生活に大きな影響を与える税率引き上げは極力避けるべきだと考えますが、税率引き上げ以外の対応策、例えば法定外の一般会計からの繰り入れなどを前提にして、試算をしてみたのでしょうか。国保運営協議会の答申意見にもあるように、できるだけ市民負担を少なくと考えるならば、法定外繰り入れも選択肢の一つだと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

税率を引き上げるにより滞納者が増えるのではないかと危惧するものですが、この際ここ近年の本市の滞納実態をお知らせください。また資格証明書、短期証の発行状況はどうか、お知らせください。

短期証については、昨年12月厚生労働省は、中学生以下の子供のいる世帯には速やかに届くよう都道府県に通知を出していますが、本市はどのような対応策をとっているのかお聞きいたします。

また、短期証の窓口とめ置き問題について、日本共産党の小池晃議員が国会で取り上げ、早速改善するように全国に通知されましたが、このことについての本市の対応はどうか、お聞きいたします。

将来においては高齢者の増加と医療給付費の一層の伸びが予測されます。その都度国保税を引き上げることのないよう、将来展望を持った国保運営を求めるものですが、今後の見通しをどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

更に、国に対しては国庫負担率を45%に戻すよう絶えず求めていくべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

次に、市営住宅の改築、改修にかかわって、特に現在進行中の西団地及び朝日町一二三団地

についてお聞きいたします。

初めに西団地建てかえ工事の具体的な年次計画、特に団地住民の移転計画を含めてお知らせください。西団地の建てかえ事業については、本年3月の予算委員会において何点かお聞きしておりますが、このときは団地に住まいする住民の方々が納得のいくよう十分な話し合いをするよう求めてきました。

御答弁では22年度から25年度にわたる事業であり、2度にわたるアンケート調査、そして説明会も既に2度実施して万全を期しているとのことでした。しかしながら、本年8月までに最初の24戸が移転することになっており、タイムリミットの8月が近づくにつれ、希望する移転先が見つからないのではないかと心配や、移転にかかわるさまざまな不安は、少なからぬ住民の中に広がっております。来年度、再来年度の移転対象者すら不安を訴えております。

例えば現在5,000円弱の家賃で住んでいたものが、移転先団地の家賃が1万円にもなると、とても生活していけないと言います。

あるいは移転する団地の近くにはバス停があるのかどうか、スーパーや病院との距離はどうかなど、経済面や環境面からも心配が尽きません。当事者としては当然のことです。高齢者の多い団地であり、ここをついの住みかと思って暮らしていた住民にとっては、住居移転は生活設計を考え直す重大事であり、とてもとても面倒なことなのです。住民に決して不安や心配を持たせないよう、親切できめ細かな対応を求めるものですが、今後どのような対応をお考えかお聞きいたします。

市営住宅の改築のため、一時的にほかの団地へ移転したり、あるいは新しくなったもとの団地へ戻ったり、またそれに伴って家賃が高くなったりするなど、住民にとってはやむを得ない移転のために思わぬ出費が重なるなど、生活費に大きく負担がかかるようなことは、あってはならないと考えます。

そこでお聞きしますが、土別市市営住宅条例における市営住宅建てかえ事業にかかわる家賃の特例、及び市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例について、これらは住民負担軽減のための条例と考えますが、わかりやすい説明を求めます。

また、移転にかかるもろもろの費用として1世帯当たりおよそ8万7,000円が支給されますが、この積算根拠をお知らせください。この移転費用は一時移転していた住宅から新しくなったもとの住宅に戻る場合も支給されるのでしょうか、お聞きいたします。

更に、土別市市営住宅建てかえ事業実施要綱第7条補償金の額、及び第13条新住宅家賃の特例について、これらは住民負担軽減の決まりと考えますが、わかりやすい説明を求めます。

このようないろいろな情報を団地住民にしっかり伝え、経済面での不安を取り除くべきだと考えますが、情報周知の点ではいかが対応されてきたのでしょうか、お聞かせください。

朝日町の一二三団地についてお聞きしますが、ここでは22年度からの改修工事のため、22年度には2棟6戸が移転することになっております。どのような内容の工事かお聞かせください。また、居住者の納得が十分得られるような話し合いがなされたのか、お聞きいたします。

一二三団地の場合も、西団地同様に移転にかかる引っ越し費用は8万7,000円が支給され、新しくなったもとの住宅に戻るときも同額が支給されます。しかし、家賃に関しては一時的に移転した仮住宅の家賃が、今までより6,800円も多く家賃を支払わなければならなくなった世帯があります。また逆に100円くらい安くなった世帯もありますが、これはどのような理由によるものなのでしょうか、お知らせください。

建てかえの場合も改修の場合も、一時的移転にかかる引っ越し費用は同じように8万7,000円が支給されますが、家賃については改修の場合は移転先家賃との差額が大きくなって、それは住民の負担となるのは納得がいきません。改修の場合も一時的移転の場合、西団地同様の取り扱いを求めるものですが、お考えをお聞かせください。

士別市公営住宅ストック総合活用計画によれば、平成22年にはあけぼの団地8戸の移転、25年からはつくも団地66戸の建てかえ、29年からは西栄団地の建てかえなどが計画されています。今後およそ10年間に取り組みが計画されている公営住宅の建てかえなどについて、朝日町における公営住宅の建てかえや大規模改修計画も含めてお知らせください。またその際には住民に不安を抱かせないような親切でわかりやすい対応を強く求めるものですが、お考えをお聞きいたします。

次に、本年4月、士別市食育推進計画が策定されましたので、この計画の着実な実施を求めて何点かお聞きいたします。

国の食育基本法に基づいて、士別市食育推進計画が策定されましたが、一言で言うならば、士別市民がそれぞれの暮らしの中で食育を意識し、食の安全と食料自給率の向上、そして健全な食生活、あるべき食生活の姿を目指して生活しましょうということだと思います。その中で特に食文化を伝えましょうと、わざわざ項目を起こして呼びかけていることに注目したいと思います。

ここで言う食の文化とはどういう内容なのでしょうか。伝えていくべき食の文化、人々の生活を豊かにするという食の文化について、どのような文化をイメージし、何を市民に求めているのでしょうか、御説明ください。

私は、食文化を伝えていく手段としては、学校での食育教育が重要であると考えます。例えば食事のマナーを覚える、あるいはふるさと給食の体験から、地元農産物への関心を高める。あるいは毎日の給食を通して食材の知識や栄養バランスを考えるなど、さまざまな教育効果が得られると考えます。そこで、お聞きしますが、学校教育における食育としてどんな取り組みを計画されているのでしょうか。

また、特に食文化を子供たちに伝えていくために、学校教育においてはどのような具体的な取り組みを考えているのか、お聞きいたします。

学校における食育実践の最適な方法は学校給食だと考えます。ところが子供たちは、いまだにどんぶりでスパゲッティを食べなければならない環境にあります。そこで、学校給食にかかわって次の3点の改善を求めるものですが、お答えください。

1 つには、パスタは一般に深皿に盛られることもありますが、決してどんぶりに盛られることはありません。平皿か深皿を使うことを求めます。

2 つには、パンとラーメンが一緒に出るような支離滅裂な献立はやめることを求めます。

3 つには、できるだけ食事専用の教室を確保し、そこで食事をすることを求めます。チョコレートの粉やほこりが舞い上がっている教室での食事は問題ではないでしょうか。

また、地産地消にこだわった食材を調理するには、加工品よりずっと時間も手間もかかるものです。給食センターの調理員たちの労働が過重になってきていると聞きますが、こういった実態をきちんと把握されているのでしょうか。そして、人員を増やすなどの対応策を早急にとる必要があるのではないかと考えますが、このことについてのお考えをお聞かせください。

土別市食育推進計画が、真実子供たちの成長に大切なものならば、計画の実現に向けて行政は率先して取り組まなければなりません。とかく計画を立ててもその普及、実践となると道は遠く、単なるお題目を並べたものになりがちです。土別市食育推進計画の着実な実行を求めるものですが、その取り組みへの意欲と考え方をお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 小池議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から、市民生活を更に圧迫する国保税の引き上げについての考え方を答弁申し上げ、詳細につきましては市民部長から答弁申し上げます。

また、土別市食育推進計画と学校給食のあり方の御質問については、まず食文化の考え方及び推進計画の普及、実践については相山副市長から、学校教育での食育については教育委員会から答弁申し上げ、市営住宅改築、改修における居住者への親切な対応については、建設水道部長から答弁申し上げます。

初めに国保会計の状況であります。さきの第1回定例会におきまして、小池議員の国民健康保険税に係る一般質問に対し、22年度予算案は基金をすべて繰り入れても、なお収支不足となる約2億5,000万円の財源確保が困難なことから、これを歳入欠陥補てん収入として予算措置をし、22年度中にはこの赤字解消に向けた財源の確保を具体化しなければならないことから、現行では収支均衡が図れない以上、国保財政の健全運営を維持するためには、税率等の改定は避けられないものと考えているとお答えいたしましたところでございます。

その後の決算見込みにより、当初予算で歳入欠陥補てん収入として計上した約2億5,000万円が基金の全額取り崩しにより、約1億7,600万円まで圧縮されたところではありますが、この財源不足を解消する手だてとしての税率引き上げとあわせ、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の限度額引き上げを含めた改定案などについて、国民健康保険運営協議会に諮問いたしましたものであります。

これに対する国保運営協議会の答申では、国民健康保険事業を取り巻く環境は一層厳しい状況が考えられる中、これ以上財源不足額を拡大しないために、平成22年度において一定程度の

税率等の引き上げはやむを得ないとの考えが示されたところであります。

しかし、厳しい経済状況の中での被保険者の生活状況をかんがみるとき、単年度での収支不足額に見合う引き上げは困難であるとの判断から、この約1億7,600万円の赤字は今後5カ年程度かけて解消を図るものとし、単年度における引き上げ幅は、医療給付分において最小限の約3,500万円程度となる税収増によるとの判断も示されたところであります。

土別市国保事業の運営につきましては、今日まで現下の厳しい経済情勢の中にあっても、経営健全化の維持に努めてきたところでありますが、このたびは基金全額を取り崩しての予算編成をせざるを得ない事態となりました。

私も、でき得ることならば引き上げをせずにとの思いもございましたけれども、しかしながら、国保事業の健全運営に向けては、今対策を講じなければ国保財政が立ち行かなくなり、ひいては国保被保険者の不利益につながりかねない状況にあることは、ただいま申し上げたとおりでございます。

このため、国保運営協議会において各委員からいただいた御意見や御提言を踏まえ、市民負担はできるだけ少額にとどめることを基本とした改定を行おうとするものであります。

ただ、国保会計は今回引き上げをいたしましても、なお基金への積み立てもできない硬直化した脆弱構造であり、今後の急激な医療費増への対応は困難な状況が続くわけであります。そしてこのような中で、仮に更なる財源不足が生じたとしても、市民に対して税率の引き上げを基本とする一層の負担を願うことは難しいと考えるものであります。

このため国保は国民皆保険制度上、市民が最後のとりでとして加入する医療保険制度でありますことから、この制度を守るために、社会保障、福祉の施策として受益者負担の原則があるにしても、病院問題を初めとする市全体の財政状況を見据えつつ、今後医療費の変動等に対処できるように、また計画的な財源不足解消に支障を来さないよう、財政調整機能の役割を担えるような一般会計からの基金積み立てへの繰り入れ支援策について検討いたしてまいりたいと考えるものであります。

なお、国への働きかけにつきましては、昨年の全国市長会において、国民健康保険財政の安定を図るため、地方負担や保険税負担の増加を招くことのないよう、国庫負担の充実及び国庫負担金概算交付金の適切な交付を含む所要の財政処置について要望してきたところであります。

保険者、被保険者ともに厳しい状況にありますことから、今後におきましても北海道市長会や全国市長会を通じ、国民健康保険制度における財政処置の拡充及び運営の改善等について積極的に行動してまいる考えであります。まずは国保会計の経営健全化を図るため、国保運営協議会や市議会に御相談をさせていただきながら、これまで以上の歳入確保に努め、あわせて医療費の抑制対策や、被保険者の健康増進のための特定健診等を推進するなど、被保険者の方々の御理解が得られるよう努力してまいりたいと考えているところであります。

以上、申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君）（登壇） 私から土別市国民健康保険税の引き上げに関する税率改定の要因分析、改定内容及び影響額並びに短期被保険者証及び滞納実態についてお答えをいたします。

初めに税率改定に至る要因といたしましては、歳出における医療費の急激な伸びが主たるものであり、歳入での前期高齢者交付金の過大交付額の精算金償還分の影響が重なり、国保会計を圧迫したことが大きなものにとらえております。

まず、医療費の急激な伸びの状況であります。21年度医療費の傾向では、入院分医療費の増加が著しく、1人当たり診療費では21年度で13万7,263円と、前年度と比較いたしますと2万3,243円の増となり、約20%伸びております。

また、入院外の1人当たり診療費についても、10万8,431円と前年度より1,118円の増となっております。この医療費にかかる1件当たり診療費であります。21年度は2万7,218円と前年度より2,209円増加しており、レセプト、診療報酬の明細書件数は前年度を下回っている中、1件当たりの診療費が増加傾向となっております。

次に、前期高齢者交付金の過大交付であります。この交付金制度は、前期高齢者と言われまです65歳以上75歳未満の被保険者に関しまして、保険者間において生ずる医療費の不均衡を調整する仕組みで、全国平均を基準として加入率が全保険者平均を下回る保険者は、納付金を納付し、上回る保険者には交付金が交付され、その過不足に対する精算は2年後において増減措置されることになっております。

平成20年度の概算交付額は8億5,594万4,000円、精算交付額は6億3,909万9,000円、その差額に対する22年度の精算額は調整額を加味して2億2,115万円となったところであります。

次に、税率改定の内容であります。医療給付費分の所得割を21年度の5.0%から0.6ポイント増の5.6%に、被保険者1人当たりの均等割を現行1万7,000円から4,000円増の2万1,000円に、1世帯当たりの平等割を2万円から1,000円増の2万1,000円にいたそうとするものであります。

また、地方税法の改正によりまして、平成22年度の国保税に係る課税限度額は医療給付費分が50万円に、後期高齢者支援金分が13万円となりますことから、土別市国保におきましても医療給付費分を現行47万円から3万円増の50万円に、後期高齢者支援金分を12万円から1万円増の13万円にし、法定限度額と同額にいたそうとするものであります。

次に、この税率改定によりまして平均引き上げ額と低所得者及び高額所得者への影響についてお尋ねがありました。今回の改定による影響額は、21、22年度で所得試算、世帯員数を同じ条件とし、本年4月末の被保険者数6,664人、世帯数3,663世帯から試算しますと、1人当たりでは平成21年度税額で8万1,681円が8万7,433円に、5,752円の年額平均引き上げとなり、1世帯当たりでは14万8,600円から15万9,065円に、年額で1万465円の平均引き上げとなります。

また、低所得者層への影響と軽減対策であります。国保といたしましては、均等割と平等割は7割、5割、2割軽減の減額措置を引き続き適用いたそうとするものであります。

例えば、医療分と後期高齢者支援分が課税される世帯の中で、1人世帯で試算いたしますと、7割軽減世帯では年額で1,500円、1カ月当たりでは125円の負担増となります。軽減のない1人世帯では年額で1万4,500円、1カ月当たりでは1,200円の増となります。

2人世帯で申し上げますと、7割軽減世帯では、年額で2,700円、1カ月当たりでは225円の増となります。5割軽減世帯では年額で6,000円、1カ月当たりでは500円の増、2割軽減世帯では年額で1万1,400円、1カ月当たりでは950円の増、軽減のない世帯では、年額で1万8,500円、1カ月当たりでは約1,540円の増となります。

4人世帯で見ますと、2割軽減世帯では年額で2万2,000円、1カ月当たりでは約1,830円の増、軽減のない世帯では年額で2万6,500円、1カ月当たりでは約2,200円の増となります。

いずれの世帯も資産割のある世帯、ない世帯ともに負担増の部分につきましては同額となります。医療分と後期高齢者支援分及び介護分が課税される世帯は、介護分の税率改定がありませんので、医療分と後期高齢者支援分が課税される世帯と同様の影響額と試算しております。

医療分と後期高齢者支援分の軽減の内訳としましては、均等割で6,664人のうち7割軽減が1,879人、5割軽減が586人、2割軽減が945人で、軽減対象者合計3,410人、割合は51.2%となり、平等割では世帯数3,663世帯のうち、7割軽減が1,344世帯、5割軽減が266世帯、2割軽減が505世帯で、軽減対象合計2,115世帯、57.7%となります。

介護分の軽減の内訳としましては、均等割で2,402人のうち7割軽減が643人、5割軽減が186人、2割軽減が309人で、軽減対象者合計1,138人、47.4%となります。平等割では対象世帯数1,778世帯のうち、7割軽減が567世帯、5割軽減が135世帯、2割軽減が238世帯で軽減合計940世帯、52.9%となります。

次に、高額所得者層への影響であります。医療分の限度額引き上げによる超過世帯は100世帯で、世帯数全体の約2.7%を占めており、影響額は約300万円、また支援分の限度額引き上げによる超過世帯は190世帯で約5.2%、影響額は約200万円と試算いたしております。この課税限度額の引き上げは、高齢化の進展とともに医療費の増嵩が懸念される中、低所得者及び中間所得者世帯の税負担を押し下げる貴重な財源であると考えているところであります。

次に、近年の国保税の滞納実態についてであります。20年度の収納状況で申し上げますと、現年度分収納率が95.80%で、19年度より0.21ポイント減、滞納繰越分が4.48%で0.1ポイント増となっております。

20年度の収入未済額は現年度課税分で約2,351万円、滞納繰越分では約1億1,212万円となっております。また、不納欠損額は3,365万円、その内訳といたしましては、生活困窮によるものが2,800万円、居所不明が103万円、本人死亡によるものが375万円、業績不振が85万円などとなっております。

次に、21年度の収納率は97.22%で、20年度と比較いたしますと1.42ポイント増、また滞納繰越分は4.13%と0.35ポイント減となり、国保税全体の収納率は79.69%と厳しい経済状況の中、被保険者の御理解と御協力により前年度より3.37ポイント増加になるものと見込んでおり

ます。

21年度の収入未済額は現年度課税分で約1,620万円と前年度より約731万円減少、滞納繰越分は約9,923万円と約1,289万円の減少、不納欠損額につきましても約3,047万円となり、前年度より約318万円の減少を見込んでいるところであります。

次に、資格証明書、短期被保険者証発行の実態についてであります。

資格証明書は21年度末において交付実績はなく、今年度においては、本日現在交付はいたしておりません。短期証発行についてであります。短期証の交付対象となりますのは、12カ月以上の間国保税の納付がない納税義務者、また直前年度の国保税納付額が調定額に対して半額以下の納税義務者などとなっており、短期証を交付することが、納税指導上必要となる場合に交付をいたしております。

その交付状況であります。いずれに該当してありましても、機械的に交付するのではなく、生活実態等を把握する中で、一般的な被保険者証をお渡ししている世帯もありますので、21年3月末では83世帯138人、22年3月末では95世帯153人で、12世帯15人の増となっております。

発行に関する窓口対応といたしましては、確実な交付と制度説明のため、毎年9月の被保険者証更新時に郵送の方法をとりますが、届かない場合は電話や訪問徴収時に連絡をするなど、速やかに届くようにいたしております。

短期証の有効期間が3カ月でありますので、以後の交付は窓口交付を原則として、納税相談等の接触機会を増やすことに努めております。

なお、本市国保におきましては、従前より中学生以下の子供には短期証ではなく一般的な被保険者証を発行いたしております。また、短期証に関する通知の対応であります。国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、本年7月1日より資格証明書世帯に属する高校生世代以下の被保険者には、有効期間6カ月の被保険者証を交付することになりますので、士別市国民健康保険税滞納者に係る措置の取扱要綱の改正を予定いたしております。

短期証等の発行につきましては、医療保険制度の安定的運営を図るため必要なものとされておりますが、その場合も引き続き生活実態の把握をする中、きめ細やかな対応を心がけ、速やかな交付に努めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げますとさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から士別市食育推進計画と学校給食のあり方についてのうち、食の文化及び食育推進計画の普及実践に係る御質問にお答えをいたします。

すべての市民が生涯にわたって生き生きと健康に暮らすことや、次代を担う子供たちが豊かな人間性と生きる力を身につけること、そして活力ある士別市の実現を目指すために、今年度から5年間を計画期間とする、士別市食育推進計画を策定いたしました。

そこで、まず食の文化についてであります。士別市食育推進計画の第3章、計画の目標には、食育推進に当たって、「天塩の恵の大地のもとに、食で育む人とまち」を基本理念に据え、こ

れに基づき3つの目標と7項目の目指す方向、さらに5項目の数値目標を置いて、市民一人一人が食育の意義や必要性を理解し、健全な食生活を実践することを目指すこととしておりますが、この目指す方向の1つとして、食文化を伝えていくことを掲げております。

食の文化とは、一般的には人間が食にかかわることの全体を総称する概念であり、国や地域における伝統や気候、風土と深く結びついた食材や調理法、食器や食卓のあつらえ、食事作法など食に関するあらゆる事象が含まれます。

具体例で申し上げますと、伝統的な和食の文化やお正月や節句などの行事食、季節の食べ物、それぞれの家庭の出身地に由来する郷土料理がありますし、更には豊富な農畜産物や海産物を活用した北海道らしい料理、この地域で親しまれているジンギスカン、笹ずしなどのほかにも、山菜やキノコ料理、漬物を初めとした保存食など、その地域ならではの食にまつわるものがあるわけであります。

しかしながら近年は、これらの食文化が核家族化の振興やファーストフード、インスタント食品の普及、食事の簡素化などによって、少しずつ失われている傾向にあることが懸念されております。このため本計画においては、先人から受け継がれた多彩な食文化や地域に根差した食文化に目を向け親しむこと、食材の生産方法や食材そのものの姿、あるいは食品としての意義、食器の使い方や食事のマナーなどを学ぶことも含め、郷土愛や家族のつながりを深めながら、豊かな人間性をはぐくむことを目的としていくものであります。

次に、士別市食育推進計画の着実な実行についてであります。市民の皆様が日々の暮らしの中で食育に理解と関心を持ち、更には実践につなげるための手引となるよう、計画の内容を広く市民の皆様にお知らせをするために、カラー刷り8ページの概要版を作成して、広報しべつ6月1日号にあわせ、全戸配布をいたしたところであります。

また、概要版は保育園、幼稚園、学校、公共施設、各団体などにも配布をいたしておりますが、今後さまざまな事業で活用するとともに、広報やホームページなどでも積極的に情報を発信する中で計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

そこで、今後の具体的な取り組みについてであります。食育を推進していくためには、全庁的な体制整備が欠かせないことから、各部局を中心に士別市食育推進庁内連絡会議を設置するとともに、食育の推進に関係する団体や、市民で構成する士別市食育推進市民会議を設置し、計画の進捗状況、効果、課題の検証などを行うとともに、市民の意見や考え方を把握しつつ、地域全体が連携できる食育推進体制を構築してまいります。

計画に掲げた目標や数値目標の達成のためには、家庭や幼稚園、保育園、学校はもちろんのこと、地域、農業関係者、事業所など多くの市民や団体との連携、協力の強化を図りながら、創意工夫を凝らした取り組みが必要となります。

こうしたことから、重点プロジェクトに位置づけをしている朝御飯をしっかりと食べる、食に関する体験学習を進める、生活習慣病の予防、そして地産地消、これらを推進するために従前から実施しております事業に加え、子ども農村交流受け入れモデル事業やフットパスでヘル

シーツアー、地元農畜産物活用促進事業などの新たな事業に取り組むとともに、食育に関する情報の発信、普及、啓発やボランティア活動の推進などの食育活動を展開し、さきにも申し上げましたが、計画の理念である「天塩の恵の大地のもとに、食で育む人とまち～元気な土別を育てます～」が実現されるよう努めてまいります。

以上、申し上げます。答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） 学校教育での食育と学校給食にかかわる御質問については、私から御答弁申し上げます。

まず、学校教育での食育の取り組みについてお尋ねがありました。平成20年3月に改定されました新学習指導要領において、学校における食育の推進が盛り込まれ、関連する各教科等での食育教育の実践がうたわれたところであります。子供たちに望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携による食育の充実を推進し、あわせて食に関する指導の充実を図るため、学校給食において地場農産物を活用する取り組みを促すとともに、米飯給食の一層の普及定着を図ることとされております。

そこで具体的には、小池議員のお話にありましたとおり、学校給食を生きた教材として活用し、児童・生徒が食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導に当たってまいります。

また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵、勤労などへの感謝や、食文化などについても家庭科や体育科、特別活動等の内容と関連させた指導を行うことが、効果的であるとされておりますので、現在各学校においては学習指導要領に基づいて、食に関する指導の全体計画を策定し、各学年の発達段階に応じて、食事の喜びや楽しさ、望ましい栄養や食事のとり方、食品を選択する能力などの習得目標を掲げ、給食の時間における指導内容、関係強化や総合的な学習の時間、特別活動等における指導内容等について、学校全体としての継続的かつ体系的な食に関する指導に取り組むことといたしております。

あわせて、このたび策定されました食育推進計画に沿って、食に関する指導の効果を上げるため、本年4月から児童・生徒の栄養指導及び栄養管理を主な職務とする栄養教諭を2名配置し、学校給食の献立作成を初め、偏食傾向や食物アレルギー等のある児童・生徒に対する指導、更には保護者に対する助言を含む家庭への支援や個別相談に当たってまいります。

また、2学期からは教科、特別活動の時間において、食に関する適切な指導に取り組んでまいります。予定ではありますが、食育推進計画に基づいて食文化を子供たちに伝えていく具体的な栄養教諭を使った方策等については、早急に更に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、学校給食にかかわって、幾つかのお尋ねがございました。

まず、パスタやカレーのどんぶりの使用については、議員からの御指摘のとおり食育を推進する上でも極めて不適切な状況と考えております。現在学校給食で使用している食器につきま

しては、めん用の大き目のどんぶり、仕切り皿、汁用のわん、弁当箱の4種類を使用しておりますが、平皿、深皿を整備する場合には、新たに食器に合わせた洗浄機や殺菌収納庫及び食器の保管庫の整備並びに設置スペースの確保が必要となり、現在の施設では極めて狭隘で、新たに施設の増改築を行う必要があります。

このようなことから、まずは給食センターで対応できない食器については、当面家庭から持参していただくことなども含め、改善に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、パンとめんを組み合わせにより献立についてであります。現在も主食の不足を補うために主食の補完として小型パンを提供しておりますが、食育推進の視点から、献立メニューの見直しに向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、衛生面からも食事専門の教室の確保が必要であるとお尋ねでございますが、学校で単独の調理場を持って給食を提供している市町村におきましては、調理場の近くに食堂などを配置し、教室では食事をしないことが可能であります。土別市は学校給食を開始した当初からセンター方式を導入したために、各学級で給食を食べることを基本にシステムを構築してきたところであります。

近年、子供たちが会話を楽しみながら食事ができるような雰囲気づくりが求められてきたため、比較的児童数の少ない糸魚小学校、多寄小学校は、校舎改築に合わせて全校給食も可能な多目的ホールを設置したところであります。

また、児童数の減少により、多目的教室などの活用が可能な中土別小学校など、7つの小・中学校におきましては、全校給食を定期的実施している状況であります。

しかし、土別小学校を初めとする8つの小・中学校につきましては、給食専用スペースを確保できないため、引き続き教室内の定期的な換気や、給食時間前の板書を控えるなど、適切な衛生管理の徹底に努めながら実施せざるを得ない状況にありますことを御理解願いたいと存じます。

最後に、地産地消による食材の調理と、手間についてであります。従前は業者から納入される一部の食材に規格のばらつきがあり、調理に多少手間取ることもありましたが、現在は調理員の方々も調理作業を工夫するなど調理時間に手間取るといった状況にはございません。今後は地元食材の一層の活用、拡大を図ってまいることとしております。

地元食材をこれまで以上に多く使用することになりますと、食材の前処理や加工に多くの時間を要するといった事態が生じることも予測はされますが、そういった状況になった場合には、ラインの増設や調理員の増員も検討しなければならないものと考えております。

以上、申し上げます。御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から、市営住宅改築、改修における入居者への親切な対応についての御質問にお答えいたします。

初めに、西団地の建てかえ年次計画についてでございますが、現在の団地は昭和42年度から

46年度にかけ、計16棟64戸を建設したところでありますが、既に築39年から43年を経過し、老朽化が進んでいるため、新たに2階建て3棟36戸に建てかえいたそうとするものであります。

具体的に申し上げますと、本年度は6棟24戸を取り壊し、その敷地に平成23年度1棟12戸の建設を行い、引き続き6棟24戸の取り壊しをいたします。その跡地に翌24年度1棟12戸を建設し、残りの4棟16戸を取り壊す予定であります。最終年となります25年度には、1棟12戸の建設を予定いたしているところであります。

そこで、入居者の皆様への対応についてであります。建てかえにかかわる要望や御意見、あるいは移転希望や建設後の再入居希望などを把握するため、入居者全員に対し21年2月と本年1月にアンケート調査を実施いたしましたところであります。このほか、入居者への説明会につきましては、第1回目を昨年の10月21日に、第2回目を今年の1月27日に、第3回目の5月21日には、午後2時と午後7時の2回の時間帯を設定し、建てかえ事業の全体及び年次計画を初め、一時移転や転居に係る住宅のあっせん、家賃及び移転補償などのほか、アンケートにございましたお問い合わせの内容などにつきまして、御説明いたしましたところであります。

なお、説明会に来られなかった方々には説明会資料を配布するなど、情報提供に努めたところでもあります。

また、6月2日には、一時移転先または転居先として準備いたしました他団地の空き住宅を紹介し、14名の方々に参加をいただき、現地見学会を実施いたしましたところでありますが、高齢者や見学に対し交通の確保ができない方が多いのではないかと判断し、公用車による送迎を行ったところでもあります。

このほか、一時移転される方が入居される仮住宅の家賃につきましては、現行の家賃を上限とした取り扱いをいたしているところであります。今後におきましても来年度以降、一時転居される方を初め、25年度の事業完了まで、入居者の皆様には御不便をかけないよう、細やかな対応に努めてまいります。

次に、土別市営住宅条例における建てかえ事業に係る家賃の特例と用途廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例の内容についてであります。

建てかえ事業に係る特例は、第37条に定めておきまして、建てかえ後の公営住宅に入居した場合におきまして、当該入居者の居住の安定を図るため、必要があると認める場合には、新たな家賃が急激な上昇となることを避けるため、従前の家賃をもとに5年間で6分の1の割合をもって段階的に上げていく形をとりまして、6年後に新家賃となる、いわゆる傾斜家賃の特例を適用させることもできる旨、定めたものであります。

このたびの西団地建てかえに当たり、説明会におきましても本特例制度についてお伝えいたしましたところがございます。また、用途廃止に係る特例は、第38条に定めておきまして、用途廃止による住宅の除却に伴い他の市営住宅に入居し、家賃が増額となった場合にも、第37条と同じ家賃の取り扱いを行おうとするものであります。

次に、移転に伴う補償費8万7,000円の積算根拠についてであります。

大きな項目といたしましては運賃が1万3,600円、荷役作業員料として2万1,600円、荷づくり費1万800円、移転通知書費として1万2,000円、電話機移設費2,000円のほか、諸雑費等を含めた内訳となっております。この移転補償費は、一時移転していた仮住宅等から建てかえ後の西団地に再入居の場合にも支給いたそうとするものであります。

また、市営住宅建てかえ事業実施要綱第7条の補償金及び第13条の新住宅家賃の特例の内容についてのお尋ねでございますが、第7条における補償金には、移転料と借上料が示されております。

まず、移転料につきましては、ただいま御答弁いたしました移転に伴う補償費約8万7,000円の対象者について定めた条項でございますが、具体的には旧住宅から移転した方及び仮住居、仮住宅へ入居していた方が、新住居へ移られた場合に対象とするものであります。

また、借上料は入居者が仮住宅として直接民間住宅を借り上げされる場合に助成することができる旨、規定しているものであります。

一方、第13条の家賃の特例につきましては、建てかえ事業にかかる新住宅に入居を希望する現在の入居者を対象といたしまして、従前の家賃から6年後には新家賃となる傾斜家賃の特例を、家賃が上昇となりますすべての方々に適用しようとするものであります。

次に、朝日地区一二三団地の工事内容と入居者との話し合いについての御質問にお答えいたします。

まず、工事の内容についてでございますが、居住性の向上を考慮した点では、3LDKから2LDKへの間取り変更により、部屋数は減りますけれども、1部屋の面積を広くするほか、暖房機や給湯器のオール電化、浴室のユニットバス化、屋根、壁等の断熱改修を行うものであります。

また、高齢化に対応した点では、住宅内部の段差解消、手すりの設置、緊急通報システムの設置、流し台及び洗面台の更新などがございます。

次に、入居者との話し合いにつきましては、昨年7月16日に改善を希望するか否かを問うアンケート調査を全入居者20戸に対し実施をいたしました。その結果12戸の改善希望があり、本年度は2棟6戸が仮移転先への入居準備中でございます。これまで全戸への改善概要説明や改善箇所等の要望聴取を行い、入居予定者には仮移転先などの説明会を7回にわたり行うとともに、面談や電話による連絡調整を図ったところでございます。

次に、一時移転先の家賃についての御質問でございますが、入居者への説明につきましては、移転先の市営住宅家賃の負担をお願いしていただくということで説明を申し上げましたが、小池議員からもお話のありましたように、現在の家賃よりも高額になる世帯もございまして、先ほど御答弁いたしましたように、本年度から建てかえ事業が始まります西団地と同様、現在負担いただいております家賃を上限とする取り扱いといたしてまいりたいと考えております。

次に、今後10年間に建てかえなど取り組みが計画されている公営住宅についてのお尋ねであります。

小池議員のお話にありましたとおり、あけぼの団地用途廃止に伴う移転、つくも団地及び西栄団地の建てかえが計画されておりますが、そのほか24年に多寄団地及び27年から3カ年間で上土別団地の建設を予定しておりますし、30年から3カ年間では三望台団地の建てかえなどについて、土別市公営住宅ストック総合活用計画でお示しいたしているところであります。

今後の建てかえ事業につきましても、入居者の方々に不安を与えないよう説明会を初めとし、御意見、御希望を伺う機会を十分に持ち、きめ細かな対応に努めてまいります。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 7番 出合孝司議員。

7番（出合孝司君）（登壇） 平成22年第2回定例会に当たり、さきに通告したとおり一般質問をいたします。

牧野市長の掲げた60項目のマニフェストには、21年度から実施するもの、22年度から実施するもの、そして4年間の任期中に実施するものと、3つの項目からなっております。市長はこれまでマニフェストに掲げられた各種施策を着実に実施されてきており、平成22年度の予算、施策を見てもマニフェストに掲げられた施策をほぼ実施する内容となっております。今日の厳しい経済状況の中で、これらの施策を着実に実行していく努力と行動力に対し、心から敬意を表するものであり、今後とも頑張ってくださいたいと望むものであります。

そこで私は、このマニフェストに掲げられた施策の中で、4年間の任期中に実施することとなっている事業のうち、やさしいまちという大項目にあります土別を子育て日本一のまちに、その中で高齢者や子供の憩いの場として樹木のあるミニ公園をまちなかに設置するという事業、もう一つはたくましいまちという大項目に入っております、若者が勇気と希望の持てる地域雇用の創出という項目にあります中心商店街に公営住宅との複合店舗を設け、コンパクトで生活と密着した商店街づくりを進めるという2つの事業について質問なり、提案をしていきたいというふうに思います。

この2つの事業は、いずれもハード事業と言われるものであります。現在の厳しい経済状況の中では、ハード事業の実施においては厳しい仕分け、検討を行い、安易な事業はすべきでないとは考えております。しかしながら、この2つの事業については、まちを元気にする、まちなにぎわいをつくるという意味において、有効な施策であり、早急に取り組むべき事業であると私は考えております。

私は、4月に行われた市議会議員選挙のとき、国道40号線沿いのいわゆる中心商店街を歩かせていただきました。そのときに感じたのが、まちに元気がない。笑顔がないという感じがいたしました。また、ある商店の方から、今の状況では子供に店を継がせる状況もないし、自分限りで商売をやめるといふ声もお聞きをしております。

私は、中心商店街は土別市の顔だというふうに思っています。その顔に元気がない、笑顔がないわけでありまして。私は何とてでもまちに元気を取り戻す、にぎわいをつくっていく施策に早急に取り組まなければならないと痛感をいたしました。

士別市と朝日町が平成17年9月に合併をいたしました。合併当時の人口は約2万4,000人です。そして現在の人口は約2万2,300人、4年9カ月の間で1,700名の人口が減少いたしました。単純計算で1日1人ずつ人口が減少している計算になるわけであり、人口の減少は町の衰退につながります。

人口減少の要因の一つは、雇用の場が少ないことでもあります。毎年200人近い高校生が卒業しますが、地元での就職の場が少ない、そのために都会に行かざるを得ない、また大学を卒業しても地元で就職の場がないため、戻ってこられない。

2つ目には高齢者の生活環境についてであります。特に医療環境の不安から環境の整った都会へ出て行くなど、さまざまな状況が考えられるわけであり、毎年350人以上の人口が減少し続けている現状を考えれば、一日も早いまちづくりの取り組みが求められるわけであり、

道内でも多くの市町村でまちづくり、これは中心市街地活性化という取り組みではありますが、その取り組みが行われております。近隣の市町村では名寄市や上川町が近年実施をしてきております。

その内容を見ると、いずれの市町村もまちづくり交付金制度というのを活用した取り組みが進められてきております。このまちづくり交付金制度は、都市再生整備計画のハードとソフトの自由な組み合わせが可能であり、道路や公園、基盤整備からまちなか居住の推進、集客施設の整備、景観づくり、市民参加のワークショップなどまちの特性を反映した中心市街地の再生ができると言われており、この制度、平成22年度からは社会資本整備総合交付金という新制度に統合されたと聞いておりますけれども、この制度の概要についてわかる範囲で結構でございますので、お示しをしていただきたいというふうに思っております。

現在、士別市では駅前ビルの今後の活用や、中心商店街の活性化問題など、それぞれのセクションで対応しているというふうに思っておりますが、私は、先ほど言いましたまちづくり交付金制度、22年度から名称が変わっておりますが、それらの制度の活用によって、中心市街地の活性化を図るという観点から、単独の課ではなく都市計画なり商工労働、企画、それと建築なり財政、そういった各部署からなるプロジェクトチームによる取り組みを早急にしていかねばならないと考えますが、いかがでありますでしょうか。

ここで、この事業にかかわり、私の思い、考えを若干申し上げたいというふうに思っています。中心商店街に公営住宅との複合店舗を設けるということに関してであります、商店街の活性化を図る、まちににぎわいをつくるという意味で、公営住宅との複合店舗は必要というふうに考えております。

その中で、特に複合店舗の内容についてであります、まず1つ目は、生鮮食料品、日用雑貨品を扱う店があることということであり、ご存じのとおり現在の40号線にあるいわゆる中心商店街と言われるところに、生鮮食料品を売っている店がないのであります。

2つ目が市立病院との連携による医療施設を、その店舗に設けることということであり、

現在の市立病院、高齢者にとっては非常に不親切な病院なのであります。職員が不親切ではなくて、その立地条件なのであります。市立病院はまちの中で一番高いところに建っているんです。要するに人が行きづらい、そういう場所に建っているんです。

足腰を鍛えるためにランニングをする方とか、自転車に乗って健康をつくる人はいざ知らず、病院に通う高齢者にとっては車があればいいんですけども、なければ公共交通機関なりを利用しながら、非常に経費も時間も労するというような状況に建っています。

そういった意味ではまちの中にそういった医療機関、市立病院と連携する医療機関、施設、そういうものも設けるべきでないかなというふうに聞いています。

それと、3つ目は、住民票とか各種証明書を発行する窓口、そういったものをそういう複合店舗に設けながら、まちがにぎわうような部分をぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

最後になります。現在の中心商店街の状況、そして毎年のように減少する人口、そして経済状況を見るときに、私はこの施策を1日でも早く取り組む必要があるというふうに考えています。市長のマニフェストでは4年間の任期中に実施する事業として、掲げられておりますけれども、さきに申しあげました2つの事業、公園なり複合店舗という形の中で、中心商店街の活性化の取り組みは、非常に時間のかかる事業だというふうに思っています。住民との協議、商店街との協議、いろいろな部分がかかわるというふうに思っています。それを4年間の事業の中だから、来年とか再来年からやるんだということでは、今の商店街の状況の中ではそんな時間はないというふうに考えております。

マニフェストでは来年以降の事業となっておりますが、私は今の土別の現状を考えたときに、それを前倒しして、もしくは予算が必要であれば補正を組んでも今年度からプロジェクトを立ち上げるべきと考えますが、いかがでありますでしょうか。

市長の前向きな答弁を期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）
議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 出合議員の御質問にお答えいたします。

まちづくりの推進にかかわって何点かのお尋ねがありました。最初に社会資本整備総合交付金の制度内容についてであります。この制度はこれまでのまちづくり交付金にかわり、今年度新たに創設されたものであり、従来その対象となっていた事業は、都市再生整備計画事業として、新交付金制度において基幹事業の一つとして位置づけられ、地域の歴史や文化、更には自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、地域の再生を効果的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上、地域経済、社会の活性化を図るための制度であります。

その特徴につきましては、従来の補助事業や交付金事業等とはやや異なった形態となっており、市町村が都市再生整備計画を作成し、その計画に基づき実施する事業に対し交付金が受けられるものであり、市町村の自主性、裁量性がより生かされる制度となったものであります。

整備計画に位置づけることができる事業は、基幹事業、提案事業、関連事業に区分され、整備計画の目標を実現するためには交付対象事業として、1種類以上の基幹事業の位置づけが必要であり、基幹事業と一体的に実施する関連事業も対象となり、その計画期間についてはおおむね3年から5年で整備計画ごとに定めることとなっております。

基幹事業につきましては、道路、公園、下水道、住宅、地区再開発事業などの地域基幹となる施設整備が対象となり、提案事業としては社会実験やまちづくり活動に関するソフト事業など、まちづくりに必要なさまざまなメニューを網羅した総合的・一体的なまちづくりを進めることが可能となり、都市の再生をより効率的に推進することが期待されているものであります。

本事業の採択要件としては、まず地域を包括した都市再生整備計画を策定し、国土交通大臣に提出することが義務づけられ、提出前に目標の妥当性、整備計画の効果、効率性、実現可能性についての検証が必要であり、事前事後評価等の数値的な目標を設定し、公表することなどの戦略的な計画が求められているものであります。

これらにつきましては、地元商店街などの協力が不可欠でありまして、また、本事業の交付金がおおむね総事業費の4割程度で、事業項目によっては行政負担に加え、地元負担割も伴うことなど、課題も多いものと考えているところであります。

次に、私のマニフェストで4年間の任期中に実施するものとして掲げられております樹木のあるミニ公園をまちなかへの設置、及び中心商店街に公営住宅との複合店舗建設について、各部署からなるプロジェクトチームによる取り組みの必要性について、お話がございました。

この2つの施策につきましては、互いに関連がありますことから、一体的な整備を考えているところであります。実現に向けた庁内横断的な組織として、まちなか居住推進プロジェクトによる取り組みを進めていくこととしており、現在準備中ではありますが、できるだけ早い機会に立ち上げを行い、具体的な検討に入ってまいりたいと存じます。

次に、複合店舗の内容についてであります。出合議員がお話しのとおり、現在では中心商店街に生鮮食料品を扱っているところが少なく、今後もますます高齢化が著しくなることが予想される中、日用雑貨品を扱う店とともに生鮮食料品店の必要性も高まるものと思われまことから、組み込みの可能性についても検討してまいりたいと存じます。

また、市立病院との連携による医療施設を設置してはとのことですが、現在においても医師不足の状況は続いており、外来診療にあっては旭川医科大学からの出張や派遣を受けるとともに、内科では午前診療を行っているところであります。

更に本年2月からの朝日クリニックへの医師派遣におきましても、ぎりぎりのやりくりの中で対応を図っているところであり、加えて看護師の確保につきましても大変厳しい状況にありますだけに、医療施設の設置は望まれるところではありますが、現段階では難しいものと考えておりますので、御理解願いたいと存じます。

次に、住民票や各種証明書の発行窓口の設置につきましては、既に土別市生涯学習情報センターにおいて取り扱いを行っておりますが、建設予定の複合店舗つき公営住宅につきましては、

立地場所も含め、どのような複合店舗を組み込むかなど、現時点では決定していない状況でありますことから、計画が具体化した段階において実現可能かどうかについて検討してまいりたいと存じます。

いずれにいたしましても、本市が抱えている人口の減少や経済の状況、中心市街地活性化等の問題は、大きな課題ととらえているところであります。まちを元気に、そしてまちににぎわいを取り戻すため、これら施策の早期実現に向け、まちなか居住推進プロジェクトを中心に、まちづくり推進会議や商工会議所、商店街関係者を初めとした多くの市民との協議を重ねながら、建設場所、組み込むべき複合店舗や、住宅の規模、種別などについて検討し、しっかりと実施計画を策定してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午前11時57分散会）